

# 手話通訳士試験実施方法等に関する 検討委員会における検討結果（報告）

## 1. これまでの経緯

手話通訳技能認定試験制度（いわゆる手話通訳士試験）の在り方については、平成9年及び平成10年に「手話通訳士認定試験制度の検討委員会」が設置され、手話通訳士試験の在り方や手話通訳士の養成・現任研修等についての総合的な検討が行われ、学科（一次）試験科目の変更、実技（二次）試験の見直し等が行われた。

その後、個人が尊厳を持ってその人らしい自立した生活が送れるようこれを支える社会福祉の基礎構造改革という大きな流れの中で、本人の自己選択、自己決定を大事にするという支援費制度等福祉施策の展開が図られ、聴覚障害者に対する情報保障、コミュニケーション支援を担う手話通訳士の重要性も高まってきたが、手話通訳士の数は、平成17年8月末現在で、1,437名にとどまっているところである。

一方、手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）については、受験者の経済的負担の軽減、試験会場の増設等、聴覚障害者団体をはじめ受験者等から要望が寄せられ、効率的かつ効果的な試験方法の検討が求められるようになってきた。

こうしたことを踏まえ、受験者の経済的負担の軽減と受験者の利便性の向上を図るという観点から、現行の手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）の実施方法を見直し、試験の効率的実施を行うための具体的な方法等を検討する本検討委員会（別紙1）を設置したものである。

## 2. 検討事項及び見直し案（別紙2）

## 3. 検討結果（概要）

### （1）試験方法及び試験日について

#### 〔提案趣旨〕

現行方式では、受験者は、学科（一次）試験を受験し、その後、実技（二次）試験受験のために、再度、東京会場か大阪会場へ出かける必要があり、相当の負担がかかっている。こうした点を改善するため、見直し案として、学科（一次）試験と実技（二次）試験を連続して実施する方式（「連続方式」）に改める。試験実施の時期は、原則として10月中の「土・日曜日」の2日間とする。1日目は、「学科（一次）試験」を行い、翌日に「実技（二次）試験」を実施するという案である。

なお、既に前年度の学科（一次）試験に合格している者については、当面、当該年度における「学科（一次）試験免除」の取扱いを行うこととしている。

#### 〔検討結果〕

「受験者の経済的負担の軽減につながるので良い。連続実施で受験し易くなる。」等の賛成意見が多く、原案どおりに了承された。

## (2) 試験科目及び試験方式について

### 〔提案趣旨〕

連続方式で学科（一次）試験と実技（二次）試験を連続受験することにより、必然的に実技（二次）試験の受験者が増加することとなるが、その対応策として、試験のレベルを維持しつつ、試験科目及び試験の実施方法を簡素化した効率的な実施が必要となってくる。そこで、①学科（一次）試験の試験科目として実施してきた「手話の基礎知識」は実技（二次）試験を連続して実施することで学科試験の中で実技に関する基礎知識を評価する必要性がないことから、実技（二次）試験に統合する。②実技（二次）試験においては、「聞取り通訳試験」と「読取り通訳試験」を実施しているが、このうち、「読取り（筆記）通訳試験」は、手話表現を読取って、それを筆記し伝達するといった方法であるため、手話通訳現場での活用例が少ないのではないかと理由から廃止するという提案を行った。

### 〔検討結果〕

①の学科（一次）試験として実施してきた「手話の基礎知識」については、実技に関することなので、「連続方式」に変更すれば、学科（一次）試験に残す必要はないとして、了承された。

②の実技（二次）試験の「読取り（筆記）試験」については、手話通訳の現場ではほとんど行われていない通訳技術であることや、「読取り（筆記）試験」に要する時間もかなりの時間を割いているという理由から廃止し、「読取り（口頭）試験」のみとすることで了承された。

なお、「読取り（口頭）試験」は、試験問題数を現行の1問から2問とし、試験のレベルに影響しないよう実技（二次）試験の問題数については、現行と同様の4問とすることとした。

また、事務局から、「読取り（口頭）試験」の実施方法について現行の「個別方式」から「集合方式」に改める検討を行っている旨の報告がされた。

## (3) 学科（一次）試験の合格基準について

### 〔提案趣旨〕

「手話の基礎知識」を実技（二次）試験に統合ことに伴い、学科（一次）試験の合格基準の見直しが必要となる。

見直し案として、「全ての科目において得点」があることを前提条件に、第1案として、全ての科目の総得点が60%程度をクリアすればよしとする案と、第2案として、現行の考え方を継承することとし、「国語」の科目については、手話を行う上で一定の要件を具備しておく必要があるのではといったことから、「単独で60%以上の得点を得ること」という条件を加えるという案の2つを提示した。

### 〔検討結果〕

全ての科目において得点があることを前提としたことは良い変更であるとの発言が冒頭にあり、第1案は、合格率のアップにつながるが見込まれるが、手話通訳士にとって国語の力は大変重要なものであり、国語を60%以上得点しなければならないという、従来の考え方に沿った第2案が妥当であるとの判断から、第2案で了承された。

#### (4) 試験会場について

##### 〔提案趣旨〕

現行では、学科（一次）試験を3会場で実施し、実技（二次）試験は、2会場で実施しているが、連続開催への移行に伴い、熊本においても実技（二次）試験を実施し、3会場とする案である。

##### 〔検討結果〕

東京以北の地域での試験が開催されていないこと、また、東京会場の受験者数の増加が予測される中で、東京会場での試験実施が困難になるのではないかとの配慮から、東北・北海道ブロックでも1会場設けるべきではないかとの強い意見（要望）があった。

このことについて、事務局から東北・北海道ブロックを新たに追加することは現時点では困難であるとの説明があり、その必要性等について議論を行った。第2回検討委員会では、各試験会場で必要となる人員、機材、費用についての資料が提出され、詳細について議論を行った結果、①試験会場増設に伴う経費的な問題及び②情文センターの実施体制上の問題等、解決すべき課題が多く、本検討委員会として、現状においては、東京、大阪、熊本の3会場で実施するという結論になった。

なお、検討委員会で指摘のあった、東京会場の物理的な限界、また、東北・北海道ブロックから受験する受験者の利便性の観点から、新方式による実施状況を見ながら、新たに試験会場を増設することについては、今後さらに検討していくこととされた。

#### (5) 受験資格、合格発表方法及び公表方法等について

「受験資格」、「合格発表及び公表方法」、「受験者募集」について、別紙2のような提案が事務局より行われ、原案どおりに了承された。

#### (6) 新方式による試験の実施時期について

新方式は、学科（一次）及び実技（二次）試験を連続して実施するものであり、これまでの試験実施時期を変更することとなる。

そのため、①会場の確保、②受験者及び関係機関等への周知徹底及び③研修（教育）機関等におけるカリキュラム上での対応等、試験の円滑な実施を図るためには、十分な準備期間が必要とされることから、別途、事務局提案に基づき検討を行った結果、新方式への移行は、（別紙3）のとおり2年計画で行うことと了承された。

#### (7) その他

実技（二次）試験においても、学科（一次）試験と同様な「正答」を公開するよう求める意見があったが、実技（二次）試験の正答の公表は、実技試験という性格上、困難であることから、今後、「受験の手引き」に掲載されている「評価基準」や「評価ポイント」について、さらに検討を加えることとなった。

なお、試験終了後配布する読取り試験問題の「要約文」については、「文章が短すぎて、実際に出題された手話がどのようなものであったのかイメージしにくい。もう少し、問題の流れがわかる文章にしてほしい。」等の意見があった。この件については、今後、試験委員会に報告し、検討を依頼することになった。

## 検討委員会開催状況

### (第1回検討委員会)

日時：平成17年 9月27日(火) 14時00分～16時15分

会場：東京厚生年金会館

出席：植村委員長、安藤委員、市川委員、小椋委員、宮腰委員、徳永委員、伊藤委員

### (第2回検討委員会)

日時：平成17年10月17日(月) 14時30分～16時15分

会場：東京厚生年金会館

出席：植村委員長、安藤委員、市川委員、小椋委員、宮腰委員、徳永委員、伊藤委員

## 検討委員名簿

植村 英晴 委員長	(学校法人日本社会事業大学教授・社会事業研究所長)
安藤 豊喜 委員	(財団法人全日本ろうあ連盟理事長)
市川 恵美子 委員	(全国手話通訳問題研究会運営委員長)
小椋 英子 委員	(日本手話通訳士協会会長)
宮腰 賢 委員	(国立大学法人東京学芸大学名誉教授)
徳永 光則 委員	(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課社会参加推進室室長補佐)
伊藤 宣義 委員	(社会福祉法人聴力障害者情報文化センター常務理事)

## 試験実施方法の見直し（案）

	現 行	見直し（案）
試験方法及び試験日	2段階方式 ・学科(一次)試験 9月末 ・実技(二次)試験 11月末	連続方式 10月（連続する2日間） ・学科(一次)試験 土曜日 ・実技(二次)試験 日曜日
試験科目及び試験方式	学科(一次)試験【5科目】 ・障害者福祉の基礎知識 ・聴覚障害者に関する基礎知識 ・手話通訳のあり方 ・国語 ・手話の基礎知識 実技(二次)試験 ・聞き取り通訳試験 2問 ・読取り通訳試験 2問 〔口頭 1問〕 〔筆記 1問〕	学科(一次)試験【4科目】 ・障害者福祉の基礎知識 ・聴覚障害者に関する基礎知識 ・手話通訳のあり方 ・国語 実技(二次)試験 ・聞き取り通訳試験 2問 ・読取り通訳試験 2問 〔口頭 2問〕
一次(学科)試験の合格基準	学科(一次)試験 次の2つの条件を満たした者を学科(一次)試験の合格者とする。 ア 5科目の総得点の60%程度を基準として、必要に応じて問題の難易度で補正した点数以上の得点を得た者。 イ アを満たした者のうち、以下の特定する2科目のそれぞれにおいて、60%以上の得点を得た者。 ①国語 ②手話の基礎知識	学科(一次)試験 (第1案) 次の条件を満たした者を、学科(一次)試験の合格者とする。 全ての科目において、得点があり、かつ、問題の総得点の60%程度を基準として、必要に応じて問題の難易度で補正した点数以上の得点を得た者。 (第2案) 次の2つの条件を満たした者を学科(一次)試験の合格者とする。 ア 全ての科目において得点があり、かつ、4科目の総得点の60%程度を基準として、必要に応じて問題の難易度を補正した点数以上の得点を得た者。 イ アを満たした者の内、「国語」の科目において、60%以上の得点を得た者。
試験会場	学科(一次)試験 東京、大阪、熊本 (3会場) 実技(二次)試験 東京、大阪 (2会場)	学科(一次)・実技(二次)試験 東京、大阪、熊本(3会場)
受験資格	学科(一次)試験日現在で 20歳以上の者	20歳（受験日の属する年度の3月末日までに20歳に達する者を含む。）以上の者
合格発表及び公表方法	学科(一次)試験発表 試験後1ヶ月 実技(二次)試験発表 3月31日	発表 1月下旬
受験者募集	試験案内配布 5月上旬 願書受付 6～7月末	試験案内配布 4月上旬 願書受付 5～6月末

# 手話通訳技能認定試験実施方法等の改正（案）

別紙 3

	現 行	改 正（案）	
		平成18年度実施	平成19年度実施
試験方法及び 試験日	2段階方式 ・学科(一次)試験 9月末 ・実技(二次)試験 11月末	2段階方式(現行どおり) ・学科(一次)試験 9月下旬～10月上旬 ・実技(二次)試験 11月下旬～12月上旬	<b>連続方式</b> 9月下旬～10月上旬 (連続する2日間) ・学科(一次)試験 土曜日 ・実技(二次)試験 日曜日
試験科目及び 試験方式	学科(一次)試験【5科目】 ・障害者福祉の基礎知識 ・聴覚障害者に関する 基礎知識 ・手話通訳のあり方 ・国語 ・手話の基礎知識	一次(学科)試験【4科目】 ・障害者福祉の基礎知識 ・聴覚障害者に関する 基礎知識 ・手話通訳のあり方 ・国語	同 左
	実技(二次)試験 ・聞取り通訳試験 2問 ・読取り通訳試験 2問 〔口頭 1問 筆記 1問〕	実技(二次)試験 ・聞取り通訳試験 2問 ・読取り通訳試験 2問 〔口頭 2問〕	同 左
学科(一次)試験の 合格基準	学科(一次)試験 次の2つの条件を満たした者を学科(一次)試験の合格者とする。 ア 5科目の総得点の60%程度を基準として、必要に応じて問題の難易度で補正した点数以上の得点を得た者。 イ アを満たした者のうち、以下の特定する2科目のそれぞれにおいて、60%以上の得点を得た者。 ① 国語 ② 手話の基礎知識	学科(一次)試験 次の2つの条件を満たした者を学科(一次)試験の合格者とする。 ア 全ての科目において得点があり、かつ、4科目の総得点の60%程度を基準として、必要に応じて問題の難易度で補正した点数以上の得点を得た者。 イ アを満たした者のうち、「国語」の科目において、60%以上の得点を得た者。	同 左
試験会場	学科(一次)試験 東京・大阪・熊本(3会場) 実技(二次)試験 東京・大阪(2会場)	学科(一次)試験 東京・大阪・熊本(3会場) 実技(二次)試験 東京・大阪(2会場)	学科(一次)及び 実技(二次)試験 東京・大阪・熊本(3会場)
受験資格	学科(一次)試験日現在で 20歳以上の者	20歳(受験日の属する年度の3月末日までに20歳に達する者を含む。)以上の者	同 左
合格発表及び 公表方法	学科(一次)試験発表 試験の1ヶ月後 実技(二次)試験発表 3月31日	学科(一次)試験発表 試験の1ヶ月後 実技(二次)試験発表 3月31日	発表 1月下旬
受験者募集	試験案内配布 5月上旬 願書受付 6月～7月末	試験案内配布 4月上旬 願書受付 5月上旬～6月末日	同 左

※ゴシック体は、改正事項